

## 地球にやさしい環境運動推進事業補助金交付要綱

制定 平成 24 年 3 月 22 日 区長決定 要綱 第 37 号  
改正 平成 25 年 3 月 28 日 区長決定 要綱 第 92 号  
改正 平成 26 年 4 月 1 日 区長決定 要綱 第 88 号  
改正 平成 27 年 4 月 1 日 区長決定 要綱 第 426 号  
改正 平成 28 年 4 月 1 日 区長決定 要綱 第 226 号  
改正 平成 29 年 4 月 1 日 区長決定 要綱 第 82 号  
改正 平成 30 年 3 月 26 日 区長決定 要綱 第 54 号  
改正 平成 31 年 3 月 14 日 部長決定 要綱 第 101 号  
改正 令和 2 年 6 月 24 日 区長決定 要綱 第 149 号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区商店街連合会(以下「補助事業者」という。)が実施する地球にやさしい環境運動推進事業を助成することにより、区民に向けて省エネ・節電の啓発行動を普及させることを目的とする。

### (補助事業)

第2条 この要綱による補助金を受けることができる事業は、補助事業者が区内の商店街・商店会および地域団体等の協力を得て実施するもので、前条の目的を達成すると認められるものとする。

### (対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、前条に掲げる事業を行うために要する経費のうち、区長が必要かつ適当と認めるものとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する対象経費に、次に掲げる区分に応じて定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 地球にやさしい環境運動推進事業の実施に直接要する経費 10割
- (2) 地球にやさしい環境運動推進事業の実施にあたり、補助事業者が行う現状調査、企画立案または折衝・調整に要する経費 8割

### (補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)により区長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、補助金の交付の可否および額を決定し、補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書(第3号様式)により区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の経費の区分額を20パーセントを超えて変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(3) 補助事業の全部または一部を中止し、または廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があった場合において、承認することを適当と認めるときは、変更承認決定通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(遂行状況の把握)

第8条 区長は、補助事業の遂行状況について、補助事業者との連携を密にし、必要に応じて現地調査を実施するなど、補助事業の進捗の把握に努めるものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)または補助金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 区長は、前条の報告を受けたときは、これを審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払いおよび請求)

第11条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、当該確定金額を支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の概算払い)

第12条 前条の規定にかかわらず、区長は、補助事業の円滑な遂行のために必要と

認められるときは、補助金の概算払いをすることができる。

- 2 前項の補助金の概算払いは、当該年度の4月から9月までに必要とする経費と10月から3月までに必要とする経費に区分し、それぞれ請求するものとする。
- 3 前2項の規定により概算払いを受けようとする補助事業者は、請求書にその理由を付して区長に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の規定により補助金の概算払いを受けた場合において、第10条の規定により補助金の額が確定したときは、速やかに補助金精算書(第8号様式)を区長に提出し、補助金を精算しなければならない。

(是正措置命令)

第13条 区長は、第10条の審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付の決定またはこれに付した条件その他法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後も適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 区長は、第10条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える額が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第17条 補助事業者は、区長が補助事業の運営および経理等の状況についての検査または補助事業についての報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(違約金)

第18条 区長は、第14条の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、第15条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者が補助金を受領した日から返還を行った日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間は既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約金(100円未満は切り捨てる。)を納付させるものとする。

2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約金の計算)

第19条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとす。

2 前条第1項の規定により違約金の納付を命じたときは、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(委任)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。